

# 鳥取市土地改良事業等補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市土地改良事業等補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本補助金は、農業生産基盤の安定を確保し、生産性の高い農業の確立を促進することを目的とした土地改良事業等の実施に伴う農家負担の軽減を図り、もって本市の農業の振興を図ることを目的とする。

## (補助対象事業者)

第3条 本補助金の対象となる者は、土地改良事業等の実施に当たり利益を受ける団体又は個人（以下「受益者」という。）とする。

## (補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる事業とする。

## (補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。

## (補助金の算定等)

第6条 本補助金は、別表の補助対象事業の区分ごとに、補助対象経費に同表の補助率を乗じて得た額で算定し、予算の範囲内で交付する。

## (着手届の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業のうち土地改良事業等の分担金の支払のために受益者が借り入れた借入金の償還に係る事業（次条において「借入金償還事業」という。）は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

## (実績報告)

第8条 本補助金の交付に係る事業のうち借入金償還事業は、規則第12条ただし書の市長が指定する補助事業等とし、同条に規定する実績報告書の提出を要しないものとする。

(補助金の請求)

第9条 本補助金は、市長が指定する日までに請求しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月15日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則 (平成17年4月1日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月1日)

この要綱は、平成19年11月1日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則 (平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月1日)

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月18日)

この要綱は、平成22年5月18日から施行する。

附 則 (平成23年8月2日)

この要綱は、平成23年8月2日から施行する。

附 則 (平成24年6月5日)

この要綱は、平成24年6月25日から施行する。

鳥取市土地改良事業補助金交付要綱別表

別表（第4条、第6条関係）

1 団体営事業

事業名		区分	補助率	備考		
土地改良事業	調査設計事業	調査設計	50/100			
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	農業生産基盤整備事業	農業用排水施設整備	25/100		
			農道整備	25/100		
			暗渠排水	25/100		
			客土	25/100		
			区画整理	25/100		
			農用地保全	25/100		
	新農業水利システム保全対策事業	管理省力化施設整備事業	省力化のための除塵機の設置、分水工の自動化等	30/100		
			畑地化、畑作本作化のための調整池の設置等	30/100		
	かんがい排水事業	地域農業水利施設ストックマネジメント事業		30/100		
	戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業		15/100			
	農業体質強化基盤整備促進事業		15/100			
農村総合整備事業	農村振興総合整備実施計画策定事業		50/100			
	村づくり交付金事業	農業生産基盤整備事業	ほ場整備	15/100		
			農業用排水施設整備	15/100		
			農道整備	15/100		
			農用地開発	15/100		
			農用地の改良又は保全	15/100		
	農村生活環境基盤整備事業	農村生活環境基盤整備事業	農業集落道整備	50/100	補助対象経費の額から県交付金の額及び受益者負担金の額（1戸当たりの受益者負担金の額の上限を35万円とする。）を除いた額を補助金の額とする。	
			営農飲雑用水施設整備			
			農業施設等用地整備	25/100		
			集落防災安全施設整備	50/100		
			地域資源利活用施設整備	50/100		
			地域農業活動拠点施設整備	25/100		
			集落農園整備	20/100		
			情報基盤施設整備	30/100		
			特認事業	一般	30/100	
			中山間地域総合整備事業	農業生産基盤整備事業	農業用排水施設整備	15/100
	農道整備	15/100				
	ほ場整備	15/100				
	農用地開発	15/100				
	農地防災	15/100				
	客土	15/100				
	暗渠排水	15/100				
	農用地の改良又は保全	15/100				
農村生活環境基盤整備事業	農村生活環境基盤整備事業	農業集落道整備		45/100	事務費については50/100 補助対象経費の額から県補助金の額及び受益者負担金の額（1戸当たりの受益者負担金の額の上限を35万円とする。）を除いた額を補助金の額とする。	
		営農飲雑用水施設整備				

			農業集落防災安全施設整備	45/100	事務費については、50/100
			用地整備	15/100	
			活性化施設整備	15/100	
	水環境整備事業	地域用水環境整備事業		45/100	事務費については、50/100
			地域用水機能増進事業	増進計画策定・増進支援活動・増進活動	
				補充施設等の改修整備	25/100
防災事業	ため池等整備事業	一般型	小規模	一般	10/100
				特認	10/100
		用排水施設整備工事	小規模	10/100	
	農業用河川工作物応急対策事業		小規模	8/100	
災害復旧事業	農地災害復旧事業			43.5/100	県補助金の補助率増高措置が講じられた場合、左の補助率から県補助金の補助率増高部分を減じる。
	農業用施設災害復旧事業			30.5/100	
	災害関連事業			43.5/100	

## 2 市単独事業

事業名		区分		補助率	備考
農業農村整備事業	農業生産基盤整備事業		かんがい排水施設整備	80/100	
			農道整備	80/100	
			農道舗装	80/100	
			ほ場整備	80/100	
			農用地の改良又は保全	80/100	
	農村生活環境基盤整備事業		集落道整備	100/100	
			集落防災安全施設整備	100/100	
災害復旧事業	農地災害復旧事業			85/100	1箇所の工事費が13万円以上で、団体営災害復旧事業の採択要件に満たない災害復旧事業を対象とする。
	農業用施設災害復旧事業			90/100	

## 3 受託事業

事業名		区分		補助率	備考
農業農村整備事業	農業生産基盤整備事業		かんがい排水施設整備	60/100	
			農道整備	80/100	
			農道舗装	80/100	
	農村生活環境基盤整備事業		集落道整備	100/100	
			集落防災安全施設整備	100/100	

## 4 借入金償還事業

事業名	区分	補助率	備考
土地改良事業等の分担金の支払のために受益者が借り入れた借入金の償還に係る事業		別に定める率	補助金の額は地方自治法第214条の規定により定めた債務負担行為の範囲内とする。